

○昭和四十六年郵政省告示第二百五十七号（通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値の特例を定める件）の新旧告示対照表

（傍線部分が変更部分）

改 正 案	現 行
<p>通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値の特例</p> <p>例</p> <p>一 次に掲げる周波数帯内においては、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値を定めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一三・五六MHz（±）六・七八kHz 2 二七・一二MHz（±）一六二・七二kHz 3 四〇・六八MHz（±）二〇・三四kHz 4 二、四五〇MHz（±）五〇MHz 5 五・八GHz（±）七五MHz 6 二四・一二五GHz（±）一二五MHz <p>二 通信設備以外の高周波利用設備のうち電気手術器であつて、家庭用の施設又は住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるものの利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、前項の周波数帯内を除き、待機時において設備規則第六十五条第一項第二号(2)ア及び(3)のとおりとする。</p> <p>三 通信設備以外の高周波利用設備のうち電気手術器であつて、家庭用の施設</p>	<p>通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値の特例</p> <p>一 次に掲げる周波数帯内においては、通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値を定めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一三・五六MHz（±）六・七八kHz 2 二七・一二MHz（±）一六二・七二kHz 3 四〇・六八MHz（±）二〇・三四kHz 4 二、四五〇MHz（±）五〇MHz 5 五・八GHz（±）七五MHz 6 二四・一二五GHz（±）一二五MHz

設又は住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものの利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、第一項の周波数帯内を除き、待機時において設備規則第六十五条第一項第四号(2)ア及び(3)のとおりとする。

四 通信設備以外の高周波利用設備で四五〇kHz以下の周波数を使用するもの(第二項及び第三項のものを含む。)の利用周波数による発射による磁界強度の最大許容値は、別表のとおりとする。

五 通信設備以外の高周波利用設備で四〇・四六MHzの周波数を使用するもの(第二項及び第三項のものを含む。)の利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値は、四〇・四六MHz(±)二四〇kHzの周波数帯(第一項3のものを除く。)内において、別表のとおりとする。四〇・四六MHzの周波数の使用が他の通信に妨害を与えるおそれのある地域において、その周波数に代えて四一・一四MHzの周波数を使用する場合の四一・一四MHz(±)二四〇kHzの周波数帯内におけるその最大許容値についても、同様とする。

別表

1 医療用設備	設備の区分	最大許容値	
		第四項の周波数を使用するもの(毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。)	第五項の周波数を使用するもの(毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。)
		一〇メートルの距離に おいて三七・一デシベ	一〇メートルの距離に おいて八三・五デシベ

二 通信設備以外の高周波利用設備で四五〇kHz以下の周波数を使用するものから発射される基本波の電界強度の最大許容値は、別表のとおりとする。

三 通信設備以外の高周波利用設備で四〇・四六MHzの周波数を使用するものから発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値は、四〇・四六MHz(±)二四〇kHzの周波数帯(第一項3のものを除く。)内において、別表のとおりとする。四〇・四六MHzの周波数の使用が他の通信に妨害を与えるおそれのある地域において、その周波数に代えて四一・一四MHzの周波数を使用する場合の四一・一四MHz(±)二四〇kHzの周波数帯内におけるその最大許容値についても、同様とする。

別表

1 医療用設備	設備の区分	最大許容値	
		第二項の周波数を使用するもの	第三項の周波数を使用するもの
		三〇メートルの距離に おいて毎メートル一ミ	三〇メートルの距離に おいて毎メートル二・

2 工業用加熱設備	10メートルの距離に おいて六八・五デシベ ル以下	10メートルの距離に おいて九四デシベル以 下
3 各種設備 (一) 高周波出力が 五〇〇ワット以 下のもの (二) 高周波出力が 五〇〇ワットを 超えるもの	第四項又は第五項の使用周波数の区別に従い、そ れぞれ1の値に同じ。	第四項又は第五項の使用周波数の区別に従い、そ れぞれ2の値を超えない範囲において、1の値に $20 \log_{10} \sqrt{\frac{P}{500}}$ (Pは、高周波出力をワットで表し た数とする。)を加えた値以下。ただし、第四項 の周波数を使用する漏えい電界強度の低減技術の 検証その他の実験を行う各種設備については、2 の値とする。
2 工業用加熱設備	10メートルの距離 において毎メートル一 ミリボルト以下	5ミリボルト以下 10メートルの距離 において毎メートル二 ・五ミリボルト以下
3 各種設備 (一) 高周波出力が 五〇〇ワット以 下のもの (二) 高周波出力が 五〇〇ワットを 超えるもの	第二項又は第三項の使用周波数の区別に従い、そ れぞれ1の値に同じ。	第二項又は第三項の使用周波数の区別に従い、そ れぞれ2の値を超えない範囲において、1の値に $\sqrt{\frac{P}{500}}$ (Pは、高周波出力をワットで表した数とす る。)を乗じた値以下。ただし、第二項の周波数 を使用する漏えい電界強度の低減技術の検証その 他の実験を行う各種設備については、2の値とす る。

附 則

改正後の第二項及び第三項の規定にかかわらず、通信設備以外の高周波利用設備のうち電気手術器の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。